

平成30年2月28日招集

平成30年 第1回

十勝圏複合事務組合議会（定例会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

## 目 次

議案第 1 号	平成 2 9 年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算(第 2 号)··	1
議案第 2 号	平成 3 0 年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額について·····	5
議案第 3 号	平成 3 0 年度十勝圏複合事務組合一般会計予算·····	7
議案第 4 号	平成 3 0 年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算·····	1 1
議案第 5 号	平成 3 0 年度十勝圏複合事務組合余熱利用事業会計予算·····	1 3
議案第 6 号	十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例制定について·····	1 6
議案第 7 号	十勝圏複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例制定について·····	1 8
議案第 8 号	十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例制定について·····	2 0
議案第 9 号	十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例制定について·····	2 1
議案第 10 号	十勝圏複合事務組合特別会計条例の全部改正について·····	2 2
議案第 11 号	十勝圏複合事務組合運営に関する条例の一部改正について·····	2 3
議案第 12 号	十勝ふるさと市町村圏基金条例の一部改正について·····	2 7
議案第 13 号	十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例制定について·····	2 8
議案第 14 号	十勝圏複合事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例制定について·····	3 0
議案第 15 号	帯広高等看護学院授業料等徴収条例の一部改正について·····	3 2

平成29年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算（第2号）

平成29年度十勝圏複合事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

## 第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		11,487	11,398	22,885
	1 繰越金	11,487	11,398	22,885
7 諸収入		84,831	△ 11,398	73,433
	2 雑入	84,829	△ 11,398	73,431
歳入合計		345,438		345,438

(説明)

1. 雑入11,398千円を減額する。
2. 繰越金11,398千円を追加する。

平成29年度 十勝圏複合事務組合一般会計補正予算事項別明細書 (第2号)

(歳入)

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		脱	明
				区	分 金 額		
6 繰越金	11,487	11,398	22,885				
1 繰越金	11,487	11,398	22,885				
1 繰越金	11,487	11,398	22,885	1 前年度繰越金	11,398	前年度繰越金	11,398
7 雑収入	84,831	△ 11,398	73,433				
2 雑入	84,829	△ 11,398	73,431				
2 雑入	84,827	△ 11,398	73,429	1 地方交付税 措置額交付金	△ 11,398	地方交付税措置額交付金	△ 11,398
歳 入 合 計	345,438		345,438				



平成30年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額について

十勝圏複合事務組合同規約第16条第2項第5号の規定に基づき、平成30年度における十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の額について、次のとおり定める。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

- 1 均等割        1市町村につき    200,000円
- 2 引継件数割   1件につき         90,000円
- 3 徴収実績割   平成28年度徴収実績額に8/100を乗じて得た額

(説明)

十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の額を組合同規約第16条第2項第5号の規定に基づき、議決を経ようとするものである。





平成30年度十勝圏複合事務組合一般会計予算

平成30年度十勝圏複合事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,279,809千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		2,446,820
	5. 分担金	2,436,740
	10. 負担金	10,080
10. 使用料及び手数料		561,305
	5. 使用料	86,846
	10. 手数料	474,459
20. 道支出金		100
	5. 道補助金	100
25. 財産収入		553
	5. 財産運用収入	408
	10. 財産売払収入	145
30. 繰入金		156,322
	5. 特別会計繰入金	156,321
	10. 基金繰入金	1
35. 繰越金		504,958
	5. 繰越金	504,958
40. 諸収入		569,751
	5. 組合預金利子	8
	10. 雑入	569,743
50. 組合債		40,000
	5. 組合債	40,000
歳入合計		4,279,809

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
5. 議会費		1,123
	5. 議会費	1,123
10. 総務費		80,814
	5. 総務管理費	80,713
	10. 監査委員費	101
15. 衛生費		2,677,607
	5. し尿処理費	414,166
	10. ごみ処理費	2,004,081
	15. 施設整備費	259,360
20. 土木費		884,798
	5. 下水道管理費	884,798
25. 教育費		91,782
	5. 教育総務費	57
	10. 高等看護学院費	67,894
	15. 教育研修センター費	23,831
30. 公債費		219,509
	5. 公債費	219,509
35. 職員費		323,876
	5. 職員給与関係費	323,876
40. 予備費		300
	5. 予備費	300
歳出合計		4,279,809

## 第 2 表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度 額
		千円
くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託	平成30年度から平成37年度まで	19,169,165
新中間処理施設整備基本構想検討業務委託	平成30年度から平成31年度まで	25,900
十勝川流域下水道施設等運転管理業務委託	平成30年度から平成34年度まで	2,365,431

## 第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中島処理場廃止費	千円 40,000	普通貸借 もしくは 証券発行	8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金並びに株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の資金の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を変更し、もしくは低利債に借換又は繰上償還をすることができる。
合 計	40,000			



平成30年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算

平成30年度十勝圏複合事務組合の十勝ふるさと市町村圏基金事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
5. 財産収入		13,100
	5. 財産運用収入	13,100
10. 繰越金		450
	5. 繰越金	450
歳入合計		13,550

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
5. 基金事業費		13,550
	5. 基金事業費	13,550
歳出合計		13,550

平成30年度十勝圏複合事務組合余熱利用事業会計予算

平成30年度十勝圏複合事務組合の余熱利用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
5. 余熱事業収入		257,596
	5. 事業収入	257,596
10. 繰越金		17,487
	5. 繰越金	17,487
15. 諸収入		17,395
	5. 組合預金利子	1
	10. 雑入	17,394
歳入合計		292,478

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
5. 余熱利用費		136,157
	5. 余熱利用費	115,097
	10. 施設整備費	21,060
10. 諸支出金		156,321
	5. 繰出金	156,321
歳出合計		292,478



## 第 2 表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度 額
くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託	平成30年度から平成37年度まで	千円 933,507

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例制定について  
十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の規定による廃棄物の適正処理をするため、ごみ処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 くりりんセンター

位置 帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5

(定義)

第 3 条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 次号に規定する関係市町村で排出した家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物及びあわせ産業廃棄物をいう。
- (2) 関係市町村 十勝圏複合事務組合同約第 3 条の表中「(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」を共同処理する市町村をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 法第 2 条第 2 項の規定による一般廃棄物のうち家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 法第 2 条第 4 項の規定による産業廃棄物以外の事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) あわせ産業廃棄物 法第 11 条第 2 項の規定による産業廃棄物のうち組合長が定める廃棄物をいう。

(廃棄物を搬入できる者)

第 4 条 ごみ処理施設に廃棄物を搬入できる者は、関係市町村の直営又は委託により廃棄物の収集運搬をする者及び関係市町村長の許可を受けて業とする者並びに関係市町村で生じた廃棄物を自ら搬入する者とする。

2 前項に定める者のほか、関係市町村以外の町村の長から廃棄物の搬入の申出があった場合において、特に組合長が認めた者（以下「特別搬入者」という。）は、当該廃棄物を搬入することができるものとする。

3 前項の処理に要する経費は、特別搬入者に係る町村の負担とする。

(搬入者の協力義務)

第 5 条 前条第 1 項に定める者及び特別搬入者（以下「搬入者等」という。）は、ごみ処理施設のリサイクル機能を十分発揮できるよう廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進等に協力し

なければならない。

(事前協議事項)

第6条 関係市町村長は、廃棄物の中間処理業を許可しようとするときは、組合長と事前に協議しなければならない。

(処理できるあわせ産業廃棄物の範囲)

第7条 ごみ処理施設が処理することができるあわせ産業廃棄物は、組合長が別に定めるものとする。

(処理除外物)

第8条 次の各号に掲げるものは、ごみ処理施設が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物（当面の間、水銀使用製品を除く）
- (6) 処理施設の機能を損なうおそれのある物
- (7) 前各号に定めるもののほか、組合長が特に指定するもの

(停止処分)

第9条 組合長は、搬入者等が法又はこの条例若しくは組合が定める諸規定に違反したときは、廃棄物の搬入を停止することができる。

(損害賠償)

第10条 搬入者等が施設に損害を与えたときは、組合長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例（平成8年十勝環境複合事務組合条例第1号）の規定によってした廃棄物の処理に関するそれぞれの規定については、この条例の施行後もなおその効力を有する。

(説 明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝圏複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例制定について  
十勝圏複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、十勝圏複合事務組合の施設に搬入するごみの処理及び処分に係る手数料及び使用料（以下「手数料等」という。）の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例（平成30年条例第 号）の例による。

(一般廃棄物の処理費用)

第3条 組合長は、一般廃棄物の搬入者から別表第1に定める手数料を徴収する。

(あわせ産業廃棄物の処分費用)

第4条 組合長は、あわせ産業廃棄物の搬入者から別表第2に定める使用料を徴収する。

(徴収方法)

第5条 組合長は、搬入された廃棄物の計量後、直ちに手数料等を徴収するものとする。ただし、組合長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(手数料等の減免)

第6条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料等を減免することができる。

- (1) 天災その他特別な事情があると認めたとき。
- (2) 地域の清潔保持のためボランティア活動等により集められたものと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その状況により特に手数料等を減免する必要があると認めたとき。

(委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に、十勝環境複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例（平成8年十勝環境複合事務組合条例第5号）第3条及び第4条の規定により徴収する手数料等については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

種別	取扱区分	施設名称	手数料
一般廃棄物	事業系一般廃棄物 家庭系廃棄物(市町村が計画収集するものを除く。)	くりりんセンター	10 キログラムごとに170円
	一般廃棄物のうち組合長が搬入することを許可した物	十勝圏複合事務組合一般廃棄物最終処分場	10 キログラムごとに170円

別表第2 (第4条関係)

種別	取扱区分	施設名称	使用料	
			不燃物	可燃物
あわせ産業廃棄物	十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例で定める物	くりりんセンター	10 キログラムごとに182円	10 キログラムごとに173円

備考 不燃物及び可燃物の範囲は、組合長が別に定める。

(説明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例制定について  
十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例

(設置)

第1条 十勝圏複合事務組合のごみ処理施設の施設整備費用に充てるため、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、各会計の歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的のためでなければ処分することができない。

(繰替運用等)

第6条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は各会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(処分)

2 十勝環境複合事務組合くりりんセンター基金条例（平成9年十勝環境複合事務組合条例第1号）の規定による十勝環境複合事務組合くりりんセンター基金に属する現金は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金に繰り入れるものとする。

(説 明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例制定について  
十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、十勝圏複合事務組合の特別職の職員の給与等について定める。

(特別職の範囲)

第2条 この条例において特別職の職員とは、副組合長をいう。

(給与)

第3条 特別職の職員に支給する給料月額を、次のとおりとする。

副組合長 693,000円

2 特別職の職員に支給する手当並びに給与の支給の条件、方法及び特例については、帯広市特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年帯広市条例第5号)の規定を準用する。

(退職手当)

第4条 特別職の職員に支給する退職手当の額は、給料月額に在職期間1月につき100分の25.5を乗じて得た額とする。ただし、議会の議決を経て特に増額することができる。

2 退職手当の支給の条件及び方法については、帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年帯広市条例第1号)の規定を準用する。

(旅費)

第5条 特別職の職員の旅費については、帯広市職員等の旅費に関する条例(昭和28年帯広市条例第7号)別表に規定する1等級の職員の例による。

(準用規定)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、帯広市の諸規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(退職手当支給の特例)

2 この条例の施行の日において、十勝環境複合事務組合同規約の規定により、副組合長の職にあった者が、この条例の施行の日において、副組合長に選任されたときは、第4条の規定により支給する退職手当について、十勝環境複合事務組合副組合長の在職期間を通算して支給する。

(説明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝圏複合事務組合特別会計条例の全部改正について  
十勝圏複合事務組合特別会計条例の全部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合特別会計条例

十勝圏複合事務組合特別会計条例（平成元年条例第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置する。

- (1) 十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計 ふるさと市町村圏事業
- (2) 十勝圏複合事務組合余熱利用事業会計 余熱利用事業

（弾力条項の適用）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる特別会計においては、地方自治法第 218 条第 4 項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の十勝圏複合事務組合特別会計条例及び十勝環境複合事務組合余熱利用事業特別会計条例（平成 5 年十勝環境複合事務組合条例第 2 号）の規定に基づく、平成 29 年度会計の出納については、なお従前の例による。

（説 明）

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。



十勝圏複合事務組合運営に関する条例の一部改正について  
十勝圏複合事務組合運営に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例

十勝圏複合事務組合運営に関する条例(昭和 44 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「その他運営については」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(議会の定例会の回数)

第 2 条 組合議会定例会は、毎年 2 回とする。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、組合長が特に必要と認めるときは、これらの支給の日を変更することができる。

第 4 条第 2 項第 2 号ただし書及び第 3 号ただし書を削る。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 前 2 号の規定にかかわらず、報酬を受ける者が退職、失職又は死亡したときは、その都度支給する。

第 4 条第 6 項を次のように改める。

6 その職に就いた日が月若しくは年の初日でない場合又はその職を離れた日が月若しくは年の末日でない場合の議員報酬又は報酬は、それぞれ日割計算(その月の現日数を基礎とする。)又はその日の属する月を含め月割計算した額とする。ただし、月の途中で任期満了により退職した者がその翌日から同一の職に再任された場合は、その月又は年の議員報酬又は報酬の額についての日割又は月割計算はしない。

第 4 条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とする。

第 5 条第 1 項中「帯広市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 32 年条例第 22 号)」を「帯広市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年帯広市条例第 22 号)」に改め、「(昭和 28 年条例第 7 号)」を「(昭和 28 年帯広市条例第 7 号)」に改める。

第 5 条第 2 項中「(昭和 28 年条例第 18 号)」を「(昭和 28 年帯広市条例第 18 号)」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「9 名」を「26 人」に改め、同項第 2 号ア中「3 名」を「3 人」に改め、同号イ中「14 名」を「14 人」に改め、同項第 3 号中「1 名」を「1 人」に改め、同条第 2 項中「定数外の職員とする。」を「前項各号の定数外とすることができる。」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 育児休業者

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項各号の定数に欠員のない場合において、第 8 条第 1 項第 11 号の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和 26 年帯広市条例第 34 号)第 5 条第 4 項の規定により復職を命じられた者、地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた者及び

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者が、それぞれ復職したときは、定員の欠員が生じるまで、これを定数内の職員とみなす。

第7条中「及び十勝市町村税滞納整理機構」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

（準用規定）

第8条 組合の休日、公告式及び財務並びに職員の給与その他の給付、勤務時間、分限懲戒、服務その他必要な事項については、帯広市の次の条例を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」、「副市長」とあるのは「副組合長」、「政策推進部長」及び「総務部長」とあるのは「事務局長」とそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 帯広市の休日を定める条例（平成3年帯広市条例第24号）
- (2) 帯広市公告式条例（昭和25年帯広市条例第26号）
- (3) 帯広市職員給与条例（昭和28年帯広市条例第6号）
- (4) 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和44年帯広市条例第6号）
- (5) 帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年帯広市条例第7号）
- (6) 帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年帯広市条例第1号）
- (7) 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和31年帯広市条例第23号）
- (8) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年帯広市条例第5号）
- (9) 帯広市職員服務の宣誓に関する条例（昭和26年帯広市条例第2号）
- (10) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年帯広市条例第3号）
- (11) 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例
- (12) 帯広市職員の定年等に関する条例（昭和59年帯広市条例第37号）
- (13) 帯広市職員等賞慰金支給条例（昭和50年帯広市条例第1号）
- (14) 職員団体の登録に関する条例（昭和41年帯広市条例第29号）
- (15) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年帯広市条例第30号）
- (16) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年帯広市条例第20号）
- (17) 帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年帯広市条例第18号）
- (18) 帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年帯広市条例第17号）
- (19) 帯広市行政財産使用条例（昭和45年帯広市条例第12号）
- (20) 帯広市税外公法上の収入条例（昭和45年帯広市条例第11号）
- (21) 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特定に関する条例（平成27年帯広市条例第25号）

第8条第2項中「教育委員会事務局の教育職員」を「第6条第1項第2号イに規定する職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「校長」とあるのは「副学院長」、「教頭」とあるのは「主幹」、「教諭」とあるのは「教員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8条第2項第1号中「(昭和35年条例第22号)」を「(昭和35年帯広市条例第22号)」に改め、同項第2号中「(昭和38年条例第25号)」を「(昭和38年帯広市条例第25号)」に改める。  
 第8条中第4項を削り、第5項を第4項とする。  
 第9条の見出しを「(委任規定)」に改める。

別表報酬中

監査委員		年額 18,000円
公平委員	委員長	年額 18,000円
	委員	年額 16,000円

を

「

監査委員	年額 18,000円	に改め、同表備考中「1時間」を「1時間」
公平委員会の委員	日額 11,000円	

」

又は「1回」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(休暇に関する経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前までに、十勝環境複合事務組合運営に関する条例(昭和59年十勝環境複合事務組合条例第1号。以下「環境運営条例」という。)の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例の規定により承認された休暇の扱いについては、施行日において改正後の十勝圏複合事務組合運営に関する条例(以下「改正後の運営条例」という。)の相当規定により承認されたものとみなし、その期間及び日数は通算する。  
(分限及び懲戒に関する経過措置)
- 施行日前までに、休職を命じられた帯広市の職員であった者で施行日に十勝圏複合事務組合に派遣された者(以下「帯広市派遣職員」という。)に対する環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例第4条の規定による休職の期間については、改正後の運営条例の相当規定による休職とみなし、その期間は通算する。
- 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の規定により帯広市派遣職員に対してなされた処分、手続その他の行為については、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(定年に関する経過措置)
- 施行日前までに、帯広市派遣職員について、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員の定年等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(賞慰金、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金に関する経過措置)
- 施行日前までに、帯広市派遣職員について、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員等賞慰金支給条例(以下「賞慰金支給条例」という。)の規定により授与することになった賞慰金、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金で、施行日以後に支給するものについては、改正

後の運営条例の規定にかかわらず、賞慰金支給条例の例による。

(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する経過措置)

- 7 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により締結された契約で、施行日において組合に引き継いだ契約については、改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(長期継続契約に関する経過措置)

- 8 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年帯広市条例第3号）の規定により締結された契約で、施行日において組合に引き継いだ契約については、改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

(給与に関する経過措置)

- 9 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員給与条例（以下「給与条例」という。）の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお給与条例の例による。
- 10 施行日前までに、給与条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の運営条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。
- 11 給与条例の規定に基づいて帯広市派遣職員に支給された給与は、改正後の運営条例の規定による給与の内払とみなす。
- 12 施行日前までに、環境運営条例の規定により準用する帯広市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費に関する条例」という。）の規定により出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行については、なお旅費に関する条例の例による。
- 13 附則第2項から第12項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、施行日前までの十勝環境複合事務組合の相当する条例の例による。

(説明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝ふるさと市町村圏基金条例の一部改正について  
十勝ふるさと市町村圏基金条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例  
十勝ふるさと市町村圏基金条例（平成元年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金条例

第 1 条中「ふるさと市町村圏事業」を「十勝圏複合事務組合規約第 3 条の表第 1 号の項に規定する事業」に改め、「十勝ふるさと市町村圏基金」を「十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金」に改める。

第 2 条中「十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算」を「十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算」に改める。

第 4 条中「十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算」を「十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計歳入歳出予算」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

議案第 13 号

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例制定について

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 8 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、組合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第 3 条 組合長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間
- (8) 意見書の提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 十勝圏複合事務組合総務課
- (2) その他組合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から30日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 十勝圏複合事務組合総務課
- (2) その他組合長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 組合長は、施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に十勝圏複合事務組合を構成する市町村の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該報告書等に係る縦覧等に関し協議をするものとする。

(委任規定)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に十勝環境複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例(平成20年十勝環境複合事務組合条例第1号)の規定によりされている報告書等の公衆への縦覧は、この条例の規定によりされたものとみなす。

3 この条例の施行前に十勝環境複合事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続に関する条例の規定により提出された意見書は、この条例の規定により提出された意見書とみなす。

(説 明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

十勝圏複合事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例制定について  
十勝圏複合事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

十勝圏複合事務組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者



附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

十勝環境複合事務組合との統合に伴い、所要の整備をしようとするものである。

帯広高等看護学院授業料等徴収条例の一部改正について  
帯広高等看護学院授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

十勝圏複合事務組合  
組合長 米 沢 則 寿

帯広高等看護学院授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
帯広高等看護学院授業料等徴収条例（昭和 45 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
別表授業料の項金額の欄中「153,600 円」を「183,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例別表に規定する授業料の額は、平成 31 年度以後に入学する学生に係る授業料の額について適用し、平成 30 年度以前に入学し平成 31 年度以後引き続き在学する学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

（説 明）

授業料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

平成30年度

# 十勝圏複合事務組合各会計予算説明書

十勝圏複合事務組合

目次

一般会計	-----								1
款 歳 入				款 歳 出					
5. 分担金及び負担金	-----	3		5. 議 会 費	-----				7
10. 使用料及び手数料	-----	4		10. 総 務 費	-----				8
20. 道 支 出 金	-----	5		15. 衛 生 費	-----				10
25. 財 産 収 入	-----	5		20. 土 木 費	-----				15
30. 繰 入 金	-----	5		25. 教 育 費	-----				16
35. 繰 越 金	-----	5		30. 公 債 費	-----				19
40. 諸 収 入	-----	5		35. 職 員 費	-----				20
50. 組 合 債	-----	6		40. 予 備 費	-----				21
十勝ふるさと市町村圏基金事業会計	-----								22
款 歳 入				款 歳 出					
5. 財 産 収 入	-----	24		5. 基 金 事 業 費	-----				25
10. 繰 越 金	-----	24							
余剰利用事業会計	-----								26
款 歳 入				款 歳 出					
5. 余 剰 事 業 収 入	-----	28		5. 余 剰 利 用 費	-----				29
10. 繰 越 金	-----	28		10. 諸 支 出 金	-----				29
15. 諸 収 入	-----	28							
一般会計給与費明細書	-----								30
債務負担行為に関する調書	-----								37
地方債に関する調書	-----								38

一般会計

### 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5.分担金及び負担金	2,446,820	201,451	2,245,369
10.使用料及び手数料	561,305	22,757	538,548
20.道支出金	100	100	
25.財産収入	553	9	544
30.繰入金	156,322	21,463	134,859
35.繰越金	504,958	11,487	493,471
40.諸収入	569,751	84,831	484,920
50.組合債	40,000		40,000
歳入合計	4,279,809	342,098	3,937,711

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5.議会費	1,123	849	274				1,123
10.総務費	80,814	51,652	29,162			31	80,783
15.衛生費	2,677,607		2,677,607		40,000	970,533	1,667,074
20.土木費	884,798		884,798			121,429	763,369
25.教育費	91,782	94,375	△2,593	100		97,004	△5,322
30.公債費	219,509	50	219,459			98,922	120,587
35.職員費	323,876	195,072	128,804			10,092	313,784
40.予備費	300	100	200				300
歳出合計	4,279,809	342,098	3,937,711	100	40,000	1,298,011	2,941,698

(歳入)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5. 分担金及び負担金	2,446,820	201,451	2,245,369			
5. 分担金	2,436,740	189,870	2,246,870			
5. 総務費分担金	59,099	78,444	△ 19,345	5. 広域事業運営分担金	9,697	
				10. 滞納整理機構運営分担金	49,402	
10. 衛生費分担金	1,555,324		1,555,324	5. 衛生施設運営分担金	1,273,048	
				10. 衛生施設整備分担金	49,836	
				15. 衛生施設廃止分担金	232,440	
15. 土木費分担金	694,081		694,081	5. 土木施設運営分担金	694,081	
20. 教育費分担金	128,236	111,426	16,810	5. 看護学院運営分担金	98,503	
				10. 研修センター運営分担金	29,733	

## 分担金内訳

区分	総務費分担金		衛生費分担金								土木費分担金	教育費分担金		分担金合計	
	運営分担金		運営分担金								施設整備分担金	施設廃止分担金	運営分担金		運営分担金
	広域事業	滞納整理機構	污水处理施設	くりりんセンター	一般廃棄物最終処分場	旧一般廃棄物最終処分場	リサイクルプラザ	くりりんセンター	中島処理場	旧一般廃棄物最終処分場	十勝川浄化センター	看護学院	研修センター		
帯広市	3,565	27,555	15,153	368,025	119,711	44,998	175,012	32,388	32,436	2,920	436,428	69,002	8,257	1,335,450	
音更町	1,012	3,377	13,934	94,805	29,207	9,281	47,110	7,510	31,639	602	112,643	6,107	2,957	360,184	
士幌町	273	1,575	4,917						9,649			1,188	1,064	18,666	
上士幌町	247	1,181	3,869						8,941			1,015	956	16,209	
鹿追町	262	672	1,817						3,651			1,113	1,000	8,515	
新得町	276	351	5,676						13,299			1,208	1,033	21,843	
清水町	339	901	8,231						16,630			1,630	1,154	28,885	
芽室町	509	3,462	8,448	44,180	13,559	3,780	19,573	3,030	16,835	245	98,101	2,759	1,739	216,220	
中札内村	231	662	3,560	4,844	1,743	513	5,613	454	7,232	33		913	818	26,616	
更別村	217	741	2,341	4,167	1,355	347	2,410	264	5,110	23		814	830	18,619	
大樹町	266	896	4,554						9,513			1,138	1,020	17,387	
広尾町	290	1,643	3,923						8,964			1,303	1,079	17,202	
幕別町	667	1,316	12,224	60,397	18,142	5,160	32,210	4,116	21,694	335	46,909	3,812	2,100	209,082	
池田町	287	327	2,918	19,303	5,058	1,140	7,024	987	6,570	74		1,284	988	45,960	
豊頃町	217	432	2,106	6,736	2,103	640	4,937	439	5,406	42		814	828	24,700	
本別町	296	1,073	3,100						7,391			1,345	1,010	14,215	
足寄町	290	1,004	7,407						15,808			1,298	1,157	26,964	
陸別町	203	741	1,101						2,486			725	776	6,032	
浦幌町	250	1,493	2,330	8,805	2,738	813	0	648	4,859	53		1,035	967	23,991	
合計	9,697	49,402	107,609	611,262	193,616	66,672	293,889	49,836	228,113	4,327	694,081	98,503	29,733	2,436,740	

(歳入)

(単位:千円)

款	項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
					区分	金額	
	10. 負担金	10,080	11,581	△1,501			
	5. 職員費負担金	10,080	11,581	△1,501	5. 職員費負担金	10,080	十勝中部広域水道企業団職員費負担金 2,910 とかち広域消防事務組合職員費負担金 7,170
10.	使用料及び手数料	561,305	22,757	538,548			
	5. 使用料	86,846	20,342	66,504			
	5. 総務使用料	1		1	5. 旧帯広清掃工場	1	行政財産使用料 1
	10. 衛生使用料	65,787		65,787	5. 中島処理場	10	行政財産使用料 10
					10. くりりんセンター	65,776	行政財産使用料 103 あわせ産業廃棄物処理処分使用料 6,507 肉骨粉処理処分使用料 59,166
					15. うめーるセンター美加登	1	行政財産使用料 1
	20. 教育使用料	21,058	20,342	716	5. 授業料	20,736	授業料 20,736 看護学科 12,800円 × 12月 × 135人
					10. 看護学院	70	行政財産使用料 70
					15. 研修センター	252	行政財産使用料 252 研修センター使用料 51 十勝教育研究所使用料 201
10.	手数料	474,459	2,415	472,044			
	10. 衛生手数料	471,979		471,979	5. くりりんセンター	470,840	事業系一般廃棄物処理処分手数料 367,361 家庭系廃棄物処理処分手数料 65,739 肉骨粉処理処分手数料 37,740
					10. うめーるセンター美加登	1,139	事業系一般廃棄物処理処分手数料 1,139
	20. 教育手数料	2,480	2,415	65	5. 入学検定料	1,460	入学検定料 1,460 看護学科 10,000円 × 146人
					10. 入学科	960	入学科 960 看護学科 20,000円 × 48人
					15. 再試験料	60	再試験料 60 看護学科 500円 × 120科目



(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
						区分	金額	
20.	道支出金		100	100				
	5.	道補助金	100	100				
		20. 教育費補助金	100	100		5.教育研修センター費	100	教育研究活動促進事業費補助金 100
25.	財産収入		553	9	544			
	5.	財産運用収入	408	9	399			
		5. 利子及び配当金	408	9	399	5.利子	408	ごみ処理施設基金利子 407 退職手当支払準備基金利子 1
	10.	財産売払収入	145		145			
		10. 物品売払収入	145		145	5.物品	145	物品売払 145
30.	繰入金		156,322	21,463	134,859			
	5.	特別会計繰入金	156,321		156,321			
		5. 余熱利用事業会計繰入金	156,321		156,321	5.余熱利用事業会計繰入金	156,321	余熱利用事業会計繰入金 156,321
	10.	基金繰入金	1	21,463	△21,462			
		10. 退職手当支払準備基金繰入金	1	21,463	△21,462	5.退職手当支払準備基金繰入金	1	退職手当支払準備基金繰入金 1
35.	繰越金		504,958	11,487	493,471			
	5.	繰越金	504,958	11,487	493,471			
		5. 繰越金	504,958	11,487	493,471	5.前年度繰越金	2,739	前年度繰越金 2,739
						10.旧十勝環境複合事務組合繰越金	502,219	旧十勝環境複合事務組合繰越金 502,219
40.	諸収入		569,751	84,831	484,920			
	5.	組合預金利子	8	2	6			
		5. 組合預金利子	8	2	6	5.預金利子	8	預金利子 8
	10.	雑入	569,743	84,829	484,914			
		5. 滞納処分費	2	2		5.滞納処分費	2	滞納処分費 2
		10. 雑入	569,741	84,827	484,914	5.地方交付税措置額交付金	156,606	地方交付税措置額交付金 156,606
						10.労働保険料	101	労働保険料 101

(歳入)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
				15.その他	191,494	下水道管理負担金 48,375 有価物売却 11,110 日本容器包装リサイクル協会拠出金 8,000 脱水汚泥乾燥処理費 19,991 乾燥汚泥処理費(産廃分) 7,776 堆肥舎建設・改良負担金 80,501 看護師養成事業協力金 15,000 看護学生保険料 741
				20.旧十勝環境複合事務組合清算費収入	221,540	旧十勝環境複合事務組合清算費収入 221,540
50. 組合債	40,000		40,000			
5. 組合債	40,000		40,000			
10. 衛生債	40,000		40,000	5.し尿処理費	40,000	中島処理場廃止費 40,000
歳入合計	4,279,809	342,098	3,937,711			

(歳出)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5. 議会費	1,123	849	274		1,123			
5. 議会費	1,123	849	274		1,123			
5. 議会費	1,123	849	274		1,123	1.報酬 9.旅費 11.需用費 12.役務費 19.負担金補助 及び交付金	715 148 88 58 114	議会議員及び事務局費      1,123

(単位:千円)

(歳出)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
10.	総務費	80,814	51,652	29,162	31	80,783			
	5. 総務管理費	80,713	51,585	29,128	31	80,682			
	5. 一般管理費	26,819	1,347	25,472	24	26,795	1.報酬	5,727	一般管理費 25,800
							4.共済費	1,145	財産の管理保全費 1,019
					1		7.賃金	1,714	
							9.旅費	426	
					4		10.交際費	100	
							11.需用費	1,389	
					19		12.役務費	1,908	
							13.委託料	8,172	
							14.使用料及び賃借料	5,856	
							18.備品購入費	259	
							19.負担金補助及び交付金	123	
	10. 滞納整理機構費	39,914	42,440	△2,526	7	39,907	4.共済費	279	滞納整理費 39,914
							7.賃金	1,714	
							9.旅費	1,333	
							11.需用費	983	
							12.役務費	1,645	
							13.委託料	591	
							14.使用料及び賃借料	3,928	
							19.負担金補助及び交付金	29,441	
	15. 公平委員会費	82	62	20		82	1.報酬	66	公平委員会費 82
							11.需用費	6	
							19.負担金補助及び交付金	10	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
	20. 諸費	13,898		13,898		13,898	4. 共済費	29	施設周辺地域振興費	5,300
							11. 需用費	315	旧十勝環境複合事務組合承継経費	8,598
							12. 役務費	140		
							13. 委託料	5,326		
							14. 使用料及び賃借料	382		
							19. 負担金補助及び交付金	7,706		
	○振興事業費		7,736	△7,736						
	10. 監査委員費	101	67	34		101				
	5. 監査委員費	101	67	34		101	1. 報酬	38	監査委員費	101
							9. 旅費	2		
							11. 需用費	49		
							12. 役務費	4		
							19. 負担金補助及び交付金	8		

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
15.	衛生費	2,677,607		2,677,607	1,010,533	1,667,074			
	5. し尿処理費	414,166		414,166	77,791	336,375			
	5. 汚水処理施設費	119,307		119,307	37,771	81,536	4. 共済費	275	汚水処理施設管理費 119,307
					雑入		7. 賃金	1,571	(うち債務負担解消分 49,621)
					37,771		11. 需用費	19,978	
							12. 役務費	3,399	
							13. 委託料	52,409	
							14. 使用料及び 賃借料	395	
							16. 原材料費	98	
							18. 備品購入費	1,206	
							19. 負担金補助 及び交付金	39,866	
							27. 公課費	110	
	10. 中島処理場廃止費	279,189		279,189	40,017	239,172	1. 報酬	2,568	中島処理場廃止費 279,189
					使用料		4. 共済費	462	
					10		9. 旅費	64	
					雑入		11. 需用費	25,092	
					7		12. 役務費	645	
					組合債		13. 委託料	248,923	
					40,000		14. 使用料及び 賃借料	1,426	
							19. 負担金補助 及び交付金	5	
							27. 公課費	4	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
	15. 諸費	15,670		15,670	3	15,667	1.報酬	16	旧十勝環境複合事務組合承継経費 15,670
						雑入	4.共済費	51	
					3		7.賃金	142	
							11.需用費	3,498	
							12.役務費	27	
							13.委託料	11,787	
							14.使用料及び 賃借料	129	
							19.負担金補助 及び交付金	20	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
	10. ごみ処理費	2,004,081		2,004,081	737,720	1,266,361			
	5. くりりんセンター費	1,235,859		1,235,859	704,603	531,256	9.旅費	483	くりりんセンター管理費 1,078,542
					使用料		11.需用費	1,858	(うち債務負担解消分 1,053,187)
					65,776		12.役務費	3,129	ごみ処理施設基金積立金 157,317
					手数料		13.委託料	1,065,247	
					470,840		14.使用料及び賃借料	4,280	
					財産運用収入		16.原材料費	27	
					407		18.備品購入費	37	
					財産売払収入		19.負担金補助及び交付金	248	
					145		25.積立金	157,317	
					特別会計繰入金		27.公課費	3,233	
					156,321				
					組合預金利子				
					4				
					雑入				
					11,110				
	10. 最終処分場費	81,077		81,077	1,140	79,937	9.旅費	73	一般廃棄物最終処分場管理費 81,077
					使用料		11.需用費	150	(うち債務負担解消分 74,160)
					1		12.役務費	142	
					手数料		13.委託料	78,367	
					1,139		19.負担金補助及び交付金	2,345	



(歳出)

(単位:千円)

款	項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
	15. 旧最終処分場費	57,734		57,734		57,734	8.報償費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び賃借料 15.工事請負費 19.負担金補助及び交付金	170 7,640 50 32,216 7,325 4,720 5,613	旧一般廃棄物最終処分場管理費	57,734
	20. 旧最終処分場 廃止費	4,632		4,632		4,632	9.旅費 13.委託料	16 4,616	旧一般廃棄物最終処分場廃止費	4,632
	25. リサイクルプラザ費	320,149		320,149	8,000 雑入 8,000	312,149	9.旅費 13.委託料	118 320,031	リサイクルプラザ費	320,149
	30. 諸費	304,630		304,630	23,977 雑入 23,977	280,653	11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び賃借料 19.負担金補助及び交付金 27.公課費	243 28 303,850 286 35 188	旧十勝環境複合事務組合承継経費	304,630
	15. 施設整備費	259,360		259,360	195,022	64,338				
	5. くりりんセンター 施設整備費	49,842		49,842	6 雑入 6	49,836	1.報酬 4.共済費 8.報償費 9.旅費 11.需用費 13.委託料	2,212 381 136 754 17 46,342	くりりんセンター施設整備費 (うち債務負担解消分 46,332)	49,842

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
	10. 諸費	209,518		209,518	195,016	14,502	1.報酬	16	旧十勝環境複合事務組合承継経費	209,518
					雑入		4.共済費	58		
					195,016		12.役務費	12		
							13.委託料	14,406		
							14.使用料及び賃借料	5		
							19.負担金補助及び交付金	195,021		

(歳出)

(単位:千円)

款	項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
20.	土木費	884,798		884,798	121,429	763,369				
	5. 下水道管理費	884,798		884,798	121,429	763,369				
	5. 浄化センター費	816,144		816,144	118,885	697,259	1.報酬 4.共済費 8.報償費 9.旅費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び 賃借料 15.工事請負費 16.原材料費 19.負担金補助 及び交付金 27.公課費	2,278 380 30 170 303,285 7,727 421,117 1,284 79,449 104 101 219	十勝川浄化センター管理費 (うち債務負担解消分 392,597) 堆肥舎建設費	735,643  80,501
	10. 諸費	68,654		68,654	2,544	66,110	4.共済費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び 賃借料 19.負担金補助 及び交付金	30 37,681 488 30,336 104 15	旧十勝環境複合事務組合承継経費	68,654

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
25.	教育費	91,782	94,375	△2,593	97,104	△5,322			
	5. 教育総務費	57	69	△12		57			
	5. 教育委員会費	57	69	△12		57	9.旅費	39	教育委員会運営費
							11.需用費	3	
							12.役務費	2	
							19.負担金補助 及び交付金	13	
10.	高等看護学院費	67,894	71,349	△3,455	96,731	△28,837			
	5. 学院総務費	39,619	43,984	△4,365	831	38,788	1.報酬	7,447	学院管理費
					使用料		4.共済費	1,062	
					70		7.賃金	286	
					雑入		8.報償費	20	
					761		9.旅費	16	
							10.交際費	20	
							11.需用費	9,673	
							12.役務費	2,357	
							13.委託料	13,567	
							14.使用料及び 賃借料	4,107	
							19.負担金補助 及び交付金	1,064	

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
										目
	10. 教育振興費	28,275	27,365	910	95,900	△67,625	1.報酬 8.報償費 9.旅費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び 賃借料 18.備品購入費 19.負担金補助 及び交付金	9,936 2,042 682 3,560 376 2,024 9,348 217 90	看護教育費	28,275
	15. 教育研修センター費	23,831	22,957	874	373	23,458				
	5. 研修センター 総務費	9,153	9,108	45	21	9,132	1.報酬 4.共済費 11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び 賃借料 19.負担金補助 及び交付金	7,087 1,141 75 251 22 573 4	教育研修センター運営費	9,153
	10. 研修センター 管理費	9,018	8,286	732	252	8,766	11.需用費 12.役務費 13.委託料 18.備品購入費	4,843 63 3,891 221	教育研修センター管理費	9,018

(単位:千円)

(歳出)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
					特定財源	一般財源	区分	金額		
										目
	15. 教育振興費	5,660	5,563	97	100	5,560	1.報酬	96	教育研修センター事業推進費	5,660
							8.報償費	454		
							9.旅費	401		
							11.需用費	856		
							12.役務費	63		
							13.委託料	130		
							14.使用料及び賃借料	3,495		
							19.負担金補助及び交付金	165		
					道補助金					
					100					

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
30.	公債費	219,509	50	219,459	98,922	120,587			
	5. 公債費	219,509	50	219,459	98,922	120,587			
	5. 元金	200,287		200,287	88,585	111,702	23.償還金 及び割引料	200,287	組合債償還元金 200,287
					雑入 88,585				
	10. 利子	19,222	50	19,172	10,337	8,885	23.償還金 及び割引料	19,222	組合債償還利子 19,222
					雑入 10,337				

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額	
35.	職員費	323,876	195,072	128,804	10,092	313,784			
	5. 職員給与関係費	323,876	195,072	128,804	10,092	313,784			
	5. 職員給与費	323,308	195,072	128,236	10,092	313,216	2. 給料	161,452	特別職給与等 14,487
					負担金		3. 職員手当等	107,270	一般職給与等 308,820
					10,080		4. 共済費	54,585	退職手当支払準備基金積立金 1
					財産運用収入		25. 積立金	1	
					1				
					基金繰入金				
					1				
					雑入				
					10				
	10. 諸費	568		568		568	3. 職員手当等	500	旧十勝環境複合事務組合承継経費 568
							4. 共済費	68	



(歳出)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
40. 予備費	300	100	200		300			
5. 予備費	300	100	200		300			
5. 予備費	300	100	200		300	29. 予備費	300	予備費 300
歳出合計	4,279,809	342,098	3,937,711	1,338,111	2,941,698			

十勝ふるさと市町村圏基金事業会計

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5.財産収入	13,100	13,100	
10.繰越金	450	650	△200
歳入合計	13,550	13,750	△200

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5.基金事業費	13,550	13,750	△200			13,550	
歳出合計	13,550	13,750	△200			13,550	

(歳入)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
				5. 財産収入	13,100	
5. 財産運用収入	13,100	13,100	0			
5. 利子及び配当金	13,100	13,100	0	5.利子	13,100	十勝ふるさと市町村圏基金利子 13,100
10. 繰越金	450	650	△200			
5. 繰越金	450	650	△200			
5. 繰越金	450	650	△200	5.前年度繰越金	450	前年度繰越金 450
歳入合計	13,550	13,750	△200			

(歳出)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
				5. 基金事業費	13,550	13,750	△200		13,550
5. 基金事業費	13,550	13,750	△200	13,550					
5. 基金事業費	13,550	13,750	△200	13,550		9.旅費	1,645	ふるさと市町村圏事業費	13,550
				財産運用収入		11.需用費	205		
				13,100		12.役務費	800		
				繰越金		19.負担金補助 及び交付金	10,350		
				450		25.積立金	550		
歳出合計	13,550	13,750	△200	13,550					

余熱利用事業会計

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
5.余熱事業収入	257,596		257,596
10.繰越金	17,487		17,487
15.諸収入	17,395		17,395
歳入合計	292,478		292,478

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5.余熱利用費	136,157		136,157			136,157	
10.諸支出金	156,321		156,321			156,321	
歳出合計	292,478		292,478			292,478	

(歳入)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
5. 余熱事業収入	257,596		257,596			
5. 事業収入	257,596		257,596			
5. 余熱売払収入	257,596		257,596	5.余熱売払収入	257,596	余熱売払収入 257,596
10. 繰越金	17,487		17,487			
5. 繰越金	17,487		17,487			
5. 繰越金	17,487		17,487	10.旧十勝環境複合事務組合繰越金	17,487	旧十勝環境複合事務組合繰越金 17,487
15. 諸収入	17,395		17,395			
5. 組合預金利子	1		1			
5. 組合預金利子	1		1	5.預金利子	1	預金利子 1
10. 雑入	17,394		17,394			
5. 雑入	17,394		17,394	10.旧十勝環境複合事務組合清算費収入	17,394	旧十勝環境複合事務組合清算費収入 17,394
歳入合計	292,478		292,478			



(歳出)

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
				5. 余熱利用費	136,157		136,157	
5. 余熱利用費	115,097		115,097	115,097				
5. 余熱利用施設費	101,276		101,276	101,276		13.委託料	12,054	余熱利用施設管理費 23,116
				事業収入		25.積立金	78,160	(うち債務負担解消分 12,054)
				101,275		27.公課費	11,062	ごみ処理施設基金積立金 78,160
				組合預金利子				
				1				
10. 諸費	13,821		13,821	13,821		13.委託料	13,821	旧十勝環境複合事務組合承継経費 13,821
				雑入				
				13,821				
10. 施設整備費	21,060		21,060	21,060				
10. 諸費	21,060		21,060	21,060		13.委託料	21,060	旧十勝環境複合事務組合承継経費 21,060
				繰越金				
				17,487				
				雑入				
				3,573				
10. 諸支出金	156,321		156,321	156,321				
5. 繰出金	156,321		156,321	156,321				
5. 一般会計繰出金	156,321		156,321	156,321		28.繰出金	156,321	一般会計繰出金 156,321
				事業収入				
				156,321				
歳出合計	292,478		292,478	292,478				

平成30年度 十勝圏複合事務組合一般会計予算  
給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	退職手当	総計	
		報 酬	給 料	期末手当	寒冷地手当	計					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本年度	長 等	1		8,316	3,660	132	12,108	2,379	14,487		14,487
	議 員	38	715				715		715		715
	そ の 他	145	37,452				37,452	3,209	40,661		40,661
	計	184	38,167	8,316	3,660	132	50,275	5,588	55,863		55,863
前年度	長 等	(1)		(8,316)	(3,576)	(132)	(12,024)	(2,347)	(14,371)		(14,371)
	議 員	(76)	(1,420)				(1,420)		(1,420)		(1,420)
	そ の 他	149	27,073				27,073	2,617	29,690		29,690
	計	187	27,778	(8,316)	(3,576)	(132)	27,778	2,617	30,395		30,395
比 較	長 等	1		8,316	3,660	132	12,108	2,379	14,487		14,487
	議 員	(△ 38)	(△ 705)				10		10		10
	そ の 他	(△ 15)	(△ 2,164)				10,379	(△ 1,518)	(△ 1,518)		(△ 1,518)
	計	(△ 53)	(△ 2,869)	8,316	(84)		(84)	(△ 1,486)	(△ 1,402)		(△ 1,402)
		△ 3	10,389		3,660	132	22,497	2,971	25,468		25,468

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			共済費 (B)	合 計 (A+B)	退職手当	総 計
		給 料	職員手当	計 (A)				
本年度	40	153,136	90,696	243,832	52,206	296,038	12,782	308,820
前年度	(42)	(163,752)	(94,892)	(258,644)	(55,142)	(313,786)	(21,463)	(335,249)
比較	23	83,218	48,667	131,885	27,715	159,600	21,463	181,063
	(△ 2)	(△ 10,616)	(△ 4,196)	(△ 14,812)	(△ 2,936)	(△ 17,748)	(△ 8,681)	(△ 26,429)
	17	69,918	42,029	111,947	24,491	136,438	△ 8,681	127,757

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

区分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度	4,368	3,790	35,059	24,041	3,455	7,994
前年度	(4,080)	(3,465)	(38,176)	(24,692)	(3,422)	(8,938)
比較	1,560	2,268	19,693	13,045	1,727	3,635
	(288)	(325)	(△ 3,117)	(△ 651)	(33)	(△ 944)
	2,808	1,522	15,366	10,996	1,728	4,359
区 分	時間外勤務 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	教員特別 手 当	休日勤務 手 当	児童手当
本年度	4,711	1,484	3,090	740	184	1,780
前年度	(5,248)	(1,464)	(3,182)	(772)	(183)	(1,270)
比較	2,347	1,464	1,436	772		720
	(△ 537)	(20)	(△ 92)	(△ 32)	(1)	(510)
	2,364	20	1,654	△ 32	184	1,060

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考												
給 料	(△ 10,616)	給与改定に伴う増減分	(198)		給与改定の状況 給与改定率 本組合 0.20% 国 0.20% 実施時期 平成29年4月1日												
		昇給に伴う増加分	(315)														
		その他の増減分	(△ 11,129)	定数減に係る減分	本年度定数 40人 前年度定数 (42人)												
職員手当	(△ 4,196)	制度改正に伴う増減分	(1,472)	勤勉手当 (1,460) 扶養手当 (12)	勤勉手当の年間支給月数の引上げ 再任用職員以外の職員 1.70月→1.80月 再任用職員 0.80月→0.85月 扶養手当の見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>8,000円 (10,000円)</td> <td>10,000円 (0円)</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,500円 (9,000円)</td> <td>6,500円 (0円)</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の区分	改定前	改定後	配偶者	10,000円	6,500円	子	8,000円 (10,000円)	10,000円 (0円)	父母等	6,500円 (9,000円)	6,500円 (0円)
		扶養親族の区分	改定前	改定後													
配偶者	10,000円	6,500円															
子	8,000円 (10,000円)	10,000円 (0円)															
父母等	6,500円 (9,000円)	6,500円 (0円)															
その他の増減分	(△ 5,668)	定数減に係る減分															

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計で比較

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与(平均給与月額には12月の実績に係る手当も含む)

区 分		一般行政職等	教 育 職
平成30年 1月1日現在	平均給料月額	(345,182円) 361,407円	388,290円
	平均給与月額	(393,270円) 421,001円	441,778円
	平均年齢	(51歳11月) 50歳2月	46歳11月
平成29年 1月1日現在	平均給料月額	(332,305円) 375,674円	380,442円
	平均給与月額	(380,943円) 442,918円	438,208円
	平均年齢	(50歳10月) 48歳11月	45歳9月

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

イ. 初任給

区 分		一般行政職等	教 育 職
本組合	大学卒	179,200 <sup>円</sup>	200,600 <sup>円</sup>
	短大卒	159,800	173,900
	高校卒	147,100	
国	大学卒	179,200	
	短大卒	159,800	
	高校卒	147,100	

## ウ. 級別職員数

区 分	級	一般行政職		教 育 職	
		職員数	構成比	職員数	構成比
平成30年 1月1日現在	1級	人	%	人	%
	2級	(6) 1	(22.3) 14.3	9	81.8
	3級	(7) 2	(25.9) 28.5	1	9.1
	4級	(4) 1	(14.8) 14.3	1	9.1
	5級	(2)	(7.4)		
	6級	(5) 1	(18.5) 14.3		
	7級	(1) 1	(3.7) 14.3		
	8級	(2) 1	(7.4) 14.3		
	計	(27) 7	(100.0) 100.0	11	100.0
平成29年 1月1日現在	1級	人	%	人	%
	2級	(7)	(25.9)	9	81.8
	3級	(7) 2	(25.9) 33.3	1	9.1
	4級	(3) 2	(11.1) 33.3	1	9.1
	5級	(3)	(11.1)		
	6級	(5) 1	(18.6) 16.7		
	7級	(1) 1	(3.7) 16.7		
	8級	(1)	(3.7)		
	計	(27) 6	(100.0) 100.0	11	100.0

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

## (級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職等	係 員	主任補	主 任	係 長	課長補佐	課 長	事務局次長	事務局長

区 分	2級	3級	4級
教 育 職	教 員	主 幹	副学院長

エ. 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般行政職等	教 育 職	
本 年 度	職員数(A) (人)	37	26	11	
	昇給に係る職員数(B) (人)	22	15		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
		4号給 (人)	18	14	4
		6号給 (人)	3		3
		8号給 (人)			
	比率(B)/(A) (%)	59.5	57.7	63.6	
前 年 度	職員数(A) (人)	(37) 17	(26) 6	(11) 11	
	昇給に係る職員数(B) (人)	(23) 13	(14) 4	(9) 9	
	号給数別内訳	1号給 (人)	(1) 1		(1) 1
		2号給 (人)			
		4号給 (人)	(19) 9	(14) 4	(5) 5
		6号給 (人)	(3) 3		(3) 3
		8号給 (人)			
	比率(B)/(A) (%)	(62.2) 76.5	(53.8) 66.7	(81.8) 81.8	

※( )は十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の合計

## オ. 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.075)	(1.225)	(2.30)	あり	
	2.125	2.275	4.40		
前年度	(1.050)	(1.200)	(2.25)	あり	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.075)	(1.225)	(2.30)	あり	
	2.125	2.275	4.40		

※( )は再任用職員

## カ. 定年退職及び勲褒退職に係る退職手当

区分	20年 勤続の者	25年 勤続の者	35年 勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875 <small>月分</small>	33.27075 <small>月分</small>	47.70900 <small>月分</small>	47.70900 <small>月分</small>	定年前早期退職特例措置 [2%~20%加算]	
国の制度	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 [2%~20%加算]	

## キ. 特殊勤務手当(平成29年12月実績分による)

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	教 育 職
給 料 総 額 に 対 する 比 率	2.2%	%	3.7%
支給対象職員の比率 (平成30年1月1日)	61.1		100.0
代表的な特殊勤務 手 当 の 名 称	○教務手当    ○教員特殊業務手当		

## ク. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	一 部 異 なる	自家用車等の交通用具使用者



債務負担行為で当該年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度の支出予定額並びに翌年度以降の支出予定額に関する調書

(単位:千円)

議決年月日	事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度支出予定額			翌年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	金 額	左の財源内訳		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						特定財源	一般財源			国道支州金	地方債	その他	
一般会計													
平 30. 2.	くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託	19,169,165			1,165,147	608,322	556,825	平31~37 7	7,894,606			4,258,702	3,635,904
平 30. 2.	新中間処理施設整備基本構想検討業務委託	25,900			8,532		8,532	平31	17,368				17,368
平 30. 2.	十勝川流域下水道施設等運転管理業務委託	2,365,431			442,218	10,608	431,610	平31~34 4	1,805,565			36,078	1,769,487
余剰利用事業会計													
平 30. 2.	くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託	933,507			12,054	12,054		平31~37 7	345,794			345,794	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成28 年度末 現在高	平成29年度 末現在高 見込額	平成30年度中増減見込額			平成30年度 末現在高 見込額	
			平成30年度 中起債見込額	平成30年度中元利償還見込額			
				元 金	利 子	計	
し尿処理施設廃止事業			40,000				40,000
ごみ処理施設整備事業	55,900	43,500		12,400	121	12,521	31,100
新最終処分場建設事業	1,645,232	1,459,869		187,887	19,101	206,988	1,271,982
一 般 会 計 合 計	1,701,132	1,503,369	40,000	200,287	19,222	219,509	1,343,082
総 計	1,701,132	1,503,369	40,000	200,287	19,222	219,509	1,343,082

平成 30 年 度

# 十勝圏複合事務組合各会計歳入歳出予算説明資料

< 目 次 >

各会計歳入歳出予算総括表	.....	1
予算科目等の変更	.....	3
関係職員給与費配分表	.....	10

十勝圏複合事務組合事務局 振興課

## 平成30年度 各会計当初予算(案)総括表

(単位:千円・%)

区分 会計名	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額			比較増△減		備考
		十勝圏複合 事務組合分	十勝環境複合 事務組合分	計		増減率	
一般会計	4,279,809	342,098	4,014,669	4,356,767	△ 76,958	△ 1.8	
十勝ふるさと市町村圏基金事業会計	13,550	13,750		13,750	△ 200	△ 1.5	
余熱利用事業会計	292,478		240,759	240,759	51,719	21.5	
特別会計合計	306,028	13,750	240,759	254,509	51,519	20.2	
総合計	4,585,837	355,848	4,255,428	4,611,276	△ 25,439	△ 0.6	

平成30年度 一般会計当初予算(案) 歳入歳出総括表

(歳入)

(単位:千円、%)

科目	平成30年度		平成29年度				H29予算との比較増△減		H29十勝圏予算との比較増△減
	予算額 (A)	構成比	予算額			構成比	予算額(A-C)	増減率	予算額(A-B)
			十勝圏複合 事務組合分 (B)	十勝環境複合 事務組合分	計(C)				
5. 分担金及び負担金	2,446,820	57.2	201,451	2,254,843	2,456,294	56.4	△ 9,474	△ 0.4	2,245,369
10. 使用料及び手数料	561,305	13.1	22,757	540,479	563,236	12.9	△ 1,931	△ 0.3	538,548
20. 道支出金	100	0.0	100	0	100	0.0	0	0.0	0
25. 財産収入	553	0.0	9	637	646	0.0	△ 93	△ 14.4	544
30. 繰入金	156,322	3.7	21,463	100,017	121,480	2.8	34,842	28.7	134,859
35. 繰越金	504,958	11.8	11,487	89,356	100,843	2.3	404,115	400.7	493,471
40. 諸収入	569,751	13.3	84,831	1,029,337	1,114,168	25.6	△ 544,417	△ 48.9	484,920
50. 組合債	40,000	0.9	0	0	0	0.0	40,000	皆増	40,000
合計	4,279,809	100.0	342,098	4,014,669	4,356,767	100.0	△ 76,958	△ 1.8	3,937,711

(歳出)

(単位:千円、%)

科目	平成30年度		平成29年度				H29予算との比較増△減		H29十勝圏予算との比較増△減
	予算額 (A)	構成比	予算額			構成比	予算額(A-B)	増減率	予算額(A-B)
			十勝圏複合 事務組合分 (B)	十勝環境複合 事務組合分	計(C)				
5. 議会費	1,123	0.0	849	1,028	1,877	0.0	△ 754	△ 40.2	274
10. 総務費	80,814	1.9	51,652	32,159	83,811	1.9	△ 2,997	△ 3.6	29,162
15. 衛生費	2,677,607	62.6		2,909,054	2,909,054	66.8	△ 231,447	△ 8.0	2,677,607
20. 土木費	884,798	20.7		683,907	683,907	15.7	200,891	29.4	884,798
25. 教育費	91,782	2.1	94,375		94,375	2.2	△ 2,593	△ 2.7	△ 2,593
30. 公債費	219,509	5.1	50	219,664	219,714	5.0	△ 205	△ 0.1	219,459
35. 職員費	323,876	7.6	195,072	168,557	363,629	8.4	△ 39,753	△ 10.9	128,804
40. 予備費	300	0.0	100	300	400	0.0	△ 100	△ 25.0	200
合計	4,279,809	100.0	342,098	4,014,669	4,356,767	100.0	△ 76,958	△ 1.8	3,937,711

## 予算科目等の変更

### 1. 予算科目の組替

平成 30 年度		平成 29 年度 (十勝圏複合事務組合)		平成 29 年度 (十勝環境複合事務組合)	
款 項 目	説 明	款 項 目	説 明	款 項 目	説 明
[歳入]					
<一般会計>					
分担金及び負担金		分担金及び負担金			
分担金		分担金			
総務費分担金	節)広域事業運営分担金	広域事業分担金	節)広域事業運営分担金		
分担金及び負担金		分担金及び負担金			
分担金		分担金			
総務費分担金	節)滞納整理機構運営分担金	滞納整理機構分担金	節)滞納整理機構運営分担金		
分担金及び負担金				分担金及び負担金	
分担金				分担金	
衛生費分担金	節)衛生施設運営分担金 節)衛生施設整備分担金 節)衛生施設廃止分担金			分担金	節)運営分担金 節)施設整備分担金 節)施設廃止分担金
分担金及び負担金					
分担金					
土木費分担金	節)土木施設運営分担金				
分担金及び負担金		分担金及び負担金			
分担金		分担金			
教育費分担金	節)看護学院運営分担金	看護学院分担金	節)看護学院施設運営分担金		

平成 30 年度		平成 29 年度 (十勝圏複合事務組合)		平成 29 年度 (十勝環境複合事務組合)	
款 項 目	説 明	款 項 目	説 明	款 項 目	説 明
使用料及び手数料 使用料 衛生使用料	節)中島処理場 説明)行政財産使用料			使用料及び手数料 使用料 使用料	節)衛生費 説明)行政財産使用料 説明)あわせ産業廃棄物処理処分使用料 説明)肉骨粉処理処分使用料
使用料及び手数料 使用料 衛生使用料	節)くりりんセンター 説明)行政財産使用料 説明)あわせ産業廃棄物処理処分使用料 説明)肉骨粉処理処分使用料 節)うめーるセンター美加登 説明)行政財産使用料				
使用料及び手数料 手数料 衛生手数料	節)くりりんセンター 説明)事業系一般廃棄物処理処分手数料 説明)家庭系廃棄物処理処分手数料 説明)肉骨粉処理処分手数料 節)うめーるセンター美加登 説明)事業系一般廃棄物処理処分手数料			使用料及び手数料 手数料 手数料	節)衛生費 説明)事業系一般廃棄物処理処分手数料 説明)家庭系廃棄物処理処分手数料 説明)肉骨粉処理処分手数料

平成 30 年度		平成 29 年度 (十勝圏複合事務組合)		平成 29 年度 (十勝環境複合事務組合)	
款 項 目	説 明	款 項 目	説 明	款 項 目	説 明
[歳出] <一般会計> 総務費		総務費		総務費	
総務管理費		総務管理費		一般管理費	
一般管理費	説明)一般管理費 説明)財産の管理保全費	一般管理費	説明)一般管理に要する経費	事務局費	説明)一般管理に要する経費 説明)財産の管理保全に要する経費
総務費		総務費		総務費	
総務管理費		総務管理費		公平委員会費	
公平委員会費	説明)公平委員会費	公平委員会費	説明)公平委員会に要する経費	公平委員会費	説明)公平委員会に要する経費
総務費				総務費	
総務管理費				一般管理費	
諸費	説明)施設周辺地域振興費			諸費	説明)施設周辺地域振興に要する経費
衛生費				衛生費	
し尿処理費				し尿処理費	
汚水処理施設費	説明)汚水処理施設管理費			中島処理場費	説明)中島処理場の維持管理に要する経費
職員費		職員費		職員費	
職員給与関係費		職員給与関係費		職員給与関係費	
職員給与費	説明)特別職給与等 説明)一般職給与等 説明)退職手当支払準備基金積立金	職員給与費	説明)職員に要する経費	職員給与費	説明)特別職給与等 説明)一般職給与等



2. 予算科目等の名称変更

平成30年度		平成29年度(十勝圏複合事務組合)		平成29年度(十勝環境複合事務組合)	
款項目	説明	款項目	説明	款項目	説明
[歳入]					
<一般会計>					
使用料及び手数料		使用料及び手数料			
使用料		使用料			
教育使用料	節)看護学院 説明)行政財産使用料	教育使用料	節)看護学院使用料 説明)公有財産使用料		
使用料及び手数料		使用料及び手数料			
使用料		使用料			
教育使用料	節)研修センター 説明)行政財産使用料	教育使用料	節)研修センター使用料 説明)研修センター使用料 説明)十勝教育研究所使用料		
諸収入		諸収入			
組合預金利子		組合預金利子			
組合預金利子	節)預金利子 説明)預金利子	組合預金利子	節)預金利子 説明)組合預金利子		
諸収入		諸収入			
雑入		雑入			
雑入	節)その他 説明)看護師養成事業協力金 説明)看護学生保険料	雑入	節)その他 説明)その他		

平成30年度		平成29年度(十勝圏複合事務組合)		平成29年度(十勝環境複合事務組合)	
款項目	説明	款項目	説明	款項目	説明
[歳出]					
<一般会計>					
議会費		議会費		議会費	
議会費		議会費	説明)議会議員・事務局に要する経費	議会費	説明)議会議員及び事務局に要する経費
議会費	説明)議会議員及び事務局費	議会費		議会費	
総務費		総務費		総務費	
総務管理費		総務管理費		総務管理費	
滞納整理機構費	説明)滞納整理費	滞納整理機構費	説明)滞納整理に要する経費	滞納整理機構費	
総務費		総務費		総務費	
監査委員費		監査委員費		監査委員費	
監査委員費	説明)監査委員費	監査委員費	説明)監査委員に要する経費	監査委員費	説明)監査委員に要する経費
衛生費				衛生費	
し尿処理費				し尿処理費	
中島処理場廃止費	説明)中島処理場廃止費			中島処理場廃止費	説明)中島処理場の廃止に要する経費
衛生費				衛生費	
ごみ処理費				ごみ処理費	
くりりんセンター費	説明)くりりんセンター管理費 説明)ごみ処理施設基金積立金			くりりんセンター費	説明)くりりんセンターの維持管理に要する経費 説明)くりりんセンター基金積立金
衛生費				衛生費	
ごみ処理費				ごみ処理費	
最終処分場費	説明)一般廃棄物最終処分場管理費			最終処分場費	説明)一般廃棄物最終処分場の維持管理に要する経費
衛生費				衛生費	
ごみ処理費				ごみ処理費	
旧最終処分場費	説明)旧一般廃棄物最終処分場管理費			旧最終処分場費	説明)旧一般廃棄物最終処分場の維持管理に要する経費
衛生費				衛生費	
ごみ処理費				ごみ処理費	
旧最終処分場廃止費	説明)旧一般廃棄物最終処分場廃止費			旧最終処分場廃止費	説明)旧一般廃棄物最終処分場の廃止に要する経費
衛生費				衛生費	
ごみ処理費				ごみ処理費	
リサイクルプラザ費	説明)リサイクルプラザ費			リサイクルプラザ費	説明)リサイクルプラザに要する経費

平成30年度		平成29年度(十勝圏複合事務組合)		平成29年度(十勝環境複合事務組合)	
款項目	説明	款項目	説明	款項目	説明
衛生費 施設整備費 くりりんセンター 施設整備費	説明)くりりんセンター施設整備費			衛生費 施設整備費 くりりんセンター 施設整備費	説明)くりりんセンター施設整備に要する経費
土木費 下水道管理費 浄化センター費	説明)十勝川浄化センター管理費 説明)堆肥舎建設費			土木費 下水道管理費 浄化センター費	説明)十勝川浄化センターの維持管理に要する経費 説明)堆肥舎建設費
教育費 教育総務費 教育委員会費	説明)教育委員会運営費	教育費 教育総務費 教育委員会費	説明)教育委員会に要する経費		
教育費 高等看護学院費 学院総務費	説明)学院管理費	教育費 高等看護学院費 学院総務費	説明)学院管理に要する経費		
教育費 高等看護学院費 教育振興費	説明)看護教育費	教育費 高等看護学院費 教育振興費	説明)教育に要する経費		
教育費 教育研修センター費 研修センター総務費	説明)教育研修センター運営費	教育費 教育研修センター費 研修センター総務費	説明)教育研修センターに要する経費		
教育費 教育研修センター費 研修センター管理費	説明)教育研修センター管理費	教育費 教育研修センター費 研修センター総務費	説明)教育研修センター管理に要する経費		
教育費 教育研修センター費 教育振興費	説明)教育研修センター事業推進費	教育費 教育研修センター費 教育振興費	説明)教育研修センター事業推進に要する経費		

平成30年度		平成29年度(十勝圏複合事務組合)		平成29年度(十勝環境複合事務組合)	
款項目	説明	款項目	説明	款項目	説明
<p>&lt;十勝ふるさと市町村圏基金事業会計&gt;</p>					
基金事業費		基金事業費			
基金事業費		基金事業費			
基金事業費	説明)ふるさと市町村圏事業費	基金事業費	説明)十勝ふるさと市町村圏基金事業に要する経費		
<p>&lt;余熱利用事業会計&gt;</p>					
余熱利用費				余熱利用費	
余熱利用費				余熱利用費	
余熱利用施設費	説明)余熱利用施設管理費 説明)ごみ処理施設基金積立金			余熱利用施設費	説明)余熱利用施設の維持管理に要する経費 説明)くりりんセンター基金積立金

### 関係職員給与配分表(一般会計)

( )内の金額は関係職員給与を含めた予算額を示す。

(単位:千円)

款	本年度予算額		説	明
	事業費	一般財源		
5. 議会費	1,123 (1,123)	1,123 (1,123)		
5. 議会費	1,123 (1,123)	1,123 (1,123)		
5. 議会費	1,123 (1,123)	1,123 (1,123)		
10. 総務費	80,814 (167,304)	80,783 (167,273)	関係職員給与費	14人 86,490
5. 総務管理費	80,713 (167,203)	80,682 (167,172)	関係職員給与費	14人 86,490
5. 一般管理費	26,819 (111,719)	26,795 (111,695)	関係職員給与費	10人 84,900
10. 滞納整理機構費	39,914 (41,504)	39,907 (41,497)	関係職員給与費	4人 1,590
15. 公平委員会費	82 (82)	82 (82)		
20. 諸費	13,898 (13,898)	13,898 (13,898)		
10. 監査委員費	101 (101)	101 (101)		
5. 監査委員費	101 (101)	101 (101)		
15. 衛生費	2,677,607 (2,777,535)	1,667,074 (1,767,002)	関係職員給与費	11人 99,928
5. し尿処理費	414,166 (436,454)	336,375 (358,663)	関係職員給与費	2人 22,288
5. 汚水処理施設費	119,307 (132,301)	81,536 (94,530)	関係職員給与費	1人 12,994
10. 中島処理場廃止費	279,189 (288,483)	239,172 (248,466)	関係職員給与費	1人 9,294
15. 諸費	15,670 (15,670)	15,667 (15,667)		

(単位:千円)

款	本年度予算額		説	明
	事業費	一般財源		
10. ごみ処理費	2,004,081 (2,081,721)	1,266,361 (1,344,001)	関係職員給与費	9人 77,640
5. くりりんセンター費	1,235,859 (1,304,446)	531,256 (599,843)	関係職員給与費	8人 68,587
10. 最終処分場費	81,077 (90,130)	79,937 (88,990)	関係職員給与費	1人 9,053
15. 旧最終処分場費	57,734 (57,734)	57,734 (57,734)		
20. 旧最終処分場廃止費	4,632 (4,632)	4,632 (4,632)		
25. リサイクルプラザ費	320,149 (320,149)	312,149 (312,149)		
30. 諸費	304,630 (304,630)	280,653 (280,653)		
15. 施設整備費	259,360 (259,360)	64,338 (64,338)		
5. くりりんセンター施設整備費	49,842 (49,842)	49,836 (49,836)		
10. 諸費	209,518 (209,518)	14,502 (14,502)		
20. 土木費	884,798 (902,750)	763,369 (781,321)	関係職員給与費	3人 17,952
5. 下水道管理費	884,798 (902,750)	763,369 (781,321)	関係職員給与費	3人 17,952
5. 浄化センター費	816,144 (834,096)	697,259 (715,211)	関係職員給与費	3人 17,952
10. 諸費	68,654 (68,654)	66,110 (66,110)	うち再任用職員数	1人 4,027

(単位:千円)

款	本年度予算額		説 明
	事業費	一般財源	
25. 教育費	91,782 (210,720)	△ 5,322 (113,616)	関係職員給与費 13人 118,938
5. 教育総務費	57 (57)	57 (57)	
5. 教育委員会費	57 (57)	57 (57)	
10. 高等看護学院費	67,894 (186,832)	△ 28,837 (90,101)	関係職員給与費 13人 118,938
5. 学院総務費	39,619 (58,123)	38,788 (57,292)	関係職員給与費 2人 18,504
10. 教育振興費	28,275 (128,709)	△ 67,625 (32,809)	関係職員給与費 11人 100,434
15. 教育研修センター費	23,831 (23,831)	23,458 (23,458)	
5. 研修センター総務費	9,153 (9,153)	9,132 (9,132)	
10. 研修センター管理費	9,018 (9,018)	8,766 (8,766)	
15. 教育振興費	5,660 (5,660)	5,560 (5,560)	
30. 公債費	219,509 (219,509)	120,587 (120,587)	
5. 公債費	219,509 (219,509)	120,587 (120,587)	
5. 元金	200,287 (200,287)	111,702 (111,702)	
10. 利子	19,222 (19,222)	8,885 (8,885)	
35. 職員費	323,876 (568)	313,784 (568)	配分給与費 △ 41人 △ 323,308 (うち再任用職員数 △ 1人 △ 4,027)
5. 職員給与と関係費	323,876 (568)	313,784 (568)	配分給与費 △ 41人 △ 323,308 (うち再任用職員数 △ 1人 △ 4,027)
5. 職員給与と費	323,308 (0)	313,216 (0)	配分給与費 △ 41人 △ 323,308 (うち再任用職員数 △ 1人 △ 4,027)
10. 諸費	568 (568)	568 (568)	

(単位:千円)

款	本年度予算額		説 明
	事業費	一般財源	
40. 予備費	300 (300)	300 (300)	
5. 予備費	300 (300)	300 (300)	
5. 予備費	300 (300)	300 (300)	
歳 出 合 計	4,279,809	2,941,698	

※ただし、(目)汚水処理施設費の職員数は1.5人、(目)浄化センター費の職員数は2.5人で給与費を積算。